

島根県から送付した申告書を使用して申告をする際の注意点
(法人の県民税・法人の事業税・地方法人特別税)

様式の改正について

「地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成26年総務省令第55号）」により、法人に関する申告書等の様式が改正されました。島根県が送付した申告書等（改正前様式）を使用して申告する場合には、当面の間、以下のとおり、様式が改正されている点にご注意いただきますようお願いいたします。

なお、島根県のホームページには改正後の申告書等の様式を掲載しています。

また、1～4の改正の施行日は平成26年6月30日、5～7の改正の施行日は平成26年10月1日です。

1 第6号様式（中間・確定申告書）

欄	改正前	改正後
⑥⑥	損金の額又は個別帰属損金額に算入した所得 税額	損金の額又は個別帰属損金額に算入した所得 税額及び復興特別所得税額

2 第6号様式別表5（所得金額に関する計算書）

欄	改正前	改正後
②	損金の額又は個別帰属損金額に算入した所得 税額	損金の額又は個別帰属損金額に算入した所得 税額及び復興特別所得税額

3 第6号様式別表9（欠損金額等及び災害損失金の控除明細書）

欄	改正前	改正後
	災害のやんだ日	災害のやんだ日又はやむを得ない事情のやんだ 日

4 第6号の2様式（退職年金等積立金にかかる道府県民税の確定申告書）

欄	改正前	改正後
①	課税標準となる退職年金等積立金にかかる法人 税額（法人税の申告書（別表19）の <u>(12)</u> ）	課税標準となる退職年金等積立金にかかる法人 税額（法人税の申告書（別表19）の <u>(11)</u> ）

5 第7号の2様式（外国の法人税等の額の控除に関する明細書（その1））

欄	改正前	改正後
	政令第9条の7第4項ただし書きの規定の適用の有無	政令第9条の7第6項ただし書きの規定の適用の有無
①	当期の控除対象外国税額（別表1の⑤）	当期の控除対象外国税額（別表1の⑥）
②	前3年以内の控除限度額を超える外国税額（別表1の⑰）	前3年以内の控除限度額を超える外国税額（別表1の⑱）
④	国税の控除限度額（別表1の①）	国税の控除限度額（別表1の①、同表の⑥又は（同表の①+同表の①の外書+同表の②））
⑥	道府県民税の控除限度額（別表1の②）	道府県民税の控除限度額（別表1の③）
⑦	前3年以内の控除余裕額のうち当期加算額（別表1の⑳）	前3年以内の控除余裕額のうち当期加算額（別表1の㉑）

6 第7号の2様式別表1（控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の計算に関する明細書）

欄	改正前	改正後
①	国税の控除限度額	① 法人税の控除限度額
		② 地方法人税の控除限度額
②	道府県民税の控除限度額	③ 道府県民税の控除限度額
③	市町村民税の控除限度額	④ 市町村民税の控除限度額
④	計 ①+②+③	⑤ 計 ①+②+③+④
⑤	当期の控除対象外国税額	⑥ 当期の控除対象外国税額
⑥	国税の控除余裕額 ①-⑤	⑦ 国税の控除余裕額 ①-⑥
⑦	道府県民税の控除余裕額（（①+（①の外）+②-⑤）又は②のうち少ない金額）	⑧ 道府県民税の控除余裕額（（①+（①の外）+②+③-⑥）又は③のうち少ない金額）
⑧	市町村民税の控除余裕額（（④+（④の外）-⑤）又は③のうち少ない金額）	⑨ 市町村民税の控除余裕額（（⑤+（⑤の外）-⑥）又は④のうち少ない金額）
⑨	計 ⑥+⑦+⑧	⑩ 計 ⑦+⑧+⑨
⑩	当期分の控除限度額を超える外国税額（⑤-④-（④の外））	⑪ 当期分の控除限度額を超える外国税額（⑥-⑤-（⑤の外））
*以下項番のずれあり		

7 第7号の2様式別表2（控除限度額の計算に関する明細書）

欄	改正前	改正後
⑧	補正後の従業者数 $② \times ⑤ \div \frac{5}{100}$	補正後の従業者数 $② \times ⑤ \div \text{標準税率}$